会計	繰越	検算	転記		
ホ	ホ	よ	イ 中 岡	○	○

(その1)

収支報告書

令和元 年分
(開催分)

(ふりがな) いせいかい

1 政治団体の名称 以正会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区二番町10-34

3 代表者の氏名 寺田 慶子

4 会計責任者の氏名 佐野 良伸

事務担当者の氏名 迫田 誠

(電話) 03-3508-7606

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
□	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	寺田 稔
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付
2.6.10
収支公開室
第 号

3083 号
2.5.15
東京都選挙管理委員会
事務局

1947

100430

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	6,590,102
(前年からの繰越額)	489,502
(本年の収入額)	6,100,600
支出総額	6,037,283
翌年への繰越額	552,819

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	
員数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	6,100,600	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	6,100,600	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　(ア ＋ イ)	6,100,600	

(その７)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
1	みのる会	572,000	H31/1/23	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
2	みのる会	420,000	H31/2/20	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
3	みのる会	425,000	H31/3/26	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
4	みのる会	442,000	H31/4/25	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
5	みのる会	394,000	R1/5/22	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
6	みのる会	649,100	R1/6/26	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
7	みのる会	488,000	R1/7/25	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
8	みのる会	466,000	R1/8/21	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
9	みのる会	485,000	R1/9/25	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
10	みのる会	516,500	R1/10/23	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
11	みのる会	629,000	R1/11/29	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
12	みのる会	614,000	R1/12/30	東京都千代田区二番町10-34	寺田稔	
13						
14						
15						
	この頁の小計	6,100,600				
	その他の寄附					
	合計	6,100,600				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	5,284,000		
(2) 光熱水費	0		
(3) 備品・消耗品費	753,283		
(4) 事務所費	0		
小計	6,037,283	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	0	0	
合計	6,037,283		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	コピー機リース料	11,664	H31/1/28	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
2	コピー機リース料	11,664	H31/2/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
3	コピー機リース料	11,664	H31/3/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
4	コピー機リース料	21,772	R1/5/7	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
5	コピー機リース料	11,664	R1/5/7	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
6	コピー機リース料	11,664	R1/5/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
7	コピー機リース料	11,664	R1/6/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
8	コピー機リース料	11,664	R1/7/29	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
9	コピー機リース料	11,664	R1/8/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
10	コピー機リース料	11,664	R1/9/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
11	コピー機リース料	11,664	R1/10/28	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
12	コピー機リース料	11,664	R1/11/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
13	コピー機リース料	11,664	R1/12/27	日立キャピタルNBL（株）	東京都港区西新橋1-3-1西新橋スクエア	
14	コピー機メンテナンス・カウント代	12,461	H31/2/8	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
15	コピー機メンテナンス・カウント代	15,643	H31/2/20	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
	この頁の小計	189,844				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	コピー機メンテナンス・カウント代	15,165	H31/3/22	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
17	コピー機メンテナンス・カウント代	17,136	H31/4/25	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
18	コピー機メンテナンス・カウント代	20,642	R1/5/22	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
19	コピー機メンテナンス・カウント代	34,531	R1/6/18	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
20	コピー機メンテナンス・カウント代	15,459	R1/7/25	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
21	コピー機メンテナンス・カウント代	20,509	R1/8/21	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
22	コピー機メンテナンス・カウント代	11,841	R1/9/25	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
23	コピー機メンテナンス・カウント代	51,804	R1/10/23	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
24	コピー機メンテナンス・カウント代	13,611	R1/11/20	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
25	コピー機メンテナンス・カウント代	16,045	R1/12/20	富士ゼロックス東京（株）	東京都新宿区西新宿6-14-1	
26	事務用品代	37,833	H31/1/17	ブングル・ドッドコム（株）	熊本県熊本市北区楠6-4-23	
27	事務用品代	11,999	R1/9/13	ブングル・ドッドコム（株）	熊本県熊本市北区楠6-4-23	
28	事務用品代	19,857	R1/11/12	ブングル・ドッドコム（株）	熊本県熊本市北区楠6-4-23	
29	事務用品代	15,232	R1/12/4	ブングル・ドッドコム（株）	熊本県熊本市北区楠6-4-23	
30	新聞代	53,622	H31/1/23	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
	この頁の小計	355,286				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
31	新聞代	53,622	R1/7/10	丸の内新聞事業協同組合	東京都千代田区内幸町1-7-10	
	この頁の小計	53,622				
	その他の支出	154,531				
	合計	753,283				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　5月　11日

政治団体の名称　以正会

会計責任者の氏名　佐野　良伸　

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和　2年　5月11日

以正会
代表　寺田慶子　殿

登録政治資金監査人　大上功
登録番号　第626
研修終了年月日　平成21年5月19日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、以正会の平成31年1月1日から令和元年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、以正会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金の監査の実施が困難であると大上功が判断したため、以正会の従たる事務所（広島県呉市本通4－3－15）と大上公認会計士事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（2）法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

以正会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、以正会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上